

政令第二百六十三号

放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

放送法の一部を改正する法律の施行期日は令和七年十月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和六年八月十五日とする。

理 由

放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。